

福島市マンション管理組合登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マンション管理組合の登録制度に関し必要な項目を定めるとともに、市内の分譲マンションの実態を把握し、マンション管理組合に対する情報提供および運営支援を円滑に実施することにより、マンションの適正な維持管理等の推進及び良好な都市環境の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下、「区分所有法」という。)に規定する区分所有者が2以上存する建築物で、区分所有者の居住の用に供する専用部分がある分譲型のものをいう。
- (2) 管理組合 マンションの管理を行う区分所有法第3条もしくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項(区分所有法第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人をいう。

(登録にあたっての承諾事項)

第3条 登録を受けようとする管理組合は、次の各号に掲げる事項について承諾するものとする。

- (1) 管理組合から提供された情報を利用して、市長が連絡および配布物の送付を行うこと。
- (2) 管理組合から提供された情報を利用して、市長がアンケート調査等の協力を依頼すること。
- (3) 管理組合から提供された情報及びアンケート調査結果等を用いて、市長が統計データなどの作成を行い、市のマンション施策に利用すること。

(登録申請)

第4条 登録しようとする管理組合は、福島市マンション管理組合登録申請書(別記様式第1号)に福島市マンション管理組合登録情報確認書(別記様式第2号)を添付し市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、管理組合理事長又はその委託を受けたものを申請者として行うものとする。

(情報の提供等)

第5条 市長は、登録された管理組合(以下「登録管理組合」という。)に対し、法令等の改正又は講習会の開催に関する情報その他必要と認める情報を提供するものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供およびアンケート調査を第三者に委託し又は依頼して実施することができる。

(管理組合情報の変更)

第6条 登録管理組合は、第4条の規定により提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、福島市マンション管理組合登録変更申請書(別記様式第3号)に(別記様式第2号)を添付し市長に提出するものとする。

(調査協力)

第7条 登録管理組合は、市長が依頼するアンケート調査等に協力するものとする。ただし、情報を提供することが管理組合の不利益になる場合その他特別の事情があると認められる場合は、一部または全部を拒否することができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この制度に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和8年3月16日から施行する。